

総合医療情報システム（電子カルテシステム）機器用消耗品について、京都府公立大学法人会計規則第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年3月5日

京都府公立大学法人理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量
総合医療情報システム（電子カルテシステム）機器用消耗品
- (2) 購入物品の品名、予定数量等

品 名	予定数量
ECトナーカートリッジ PLB-ECT (再来受付機 PFU MEDIASTAFF NPモデル用)	44 個
トナーカートリッジ 041H CRG-041H (A4モノクロプリンター Canon LBP312i 用)	690 本

- (3) 契約期間
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (4) 納入場所
京都府立医科大学

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465
京都府立医科大学事務局経理課調達担当
電話番号 (075) 251-5220
- (2) 入札資料の配付日時及び場所
ア 日時 令和3年3月5日(金)から
イ 場所 京都府立医科大学ホームページ上
<http://www.kpu-m.ac.jp/dox/index.html>

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又はその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 京都府の令和2・3年度の物品又は役務の調達に係る競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (2) 5に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間 令和3年3月5日（金）から令和3年3月16日（火）までの間（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後4時30分まで
- (2) 提出場所 2の(1)に同じ。
- (3) 提出方法 (1)の期間内に(2)の場所に申請書等を郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)又は持参により提出すること。
- (4) 確認通知 入札参加資格の確認については、別途通知する。
- (5) その他

確認資料作成に要する費用は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 入札手続等

- (1) 入札及び開札の日時等
 - ア 郵便による入札とする。
 - イ 開札日時 令和3年3月26日（金）午後1時
 - ウ 入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限 令和3年3月25日(木)午後4時30分

(イ) 提出先 〒602-8566

京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府立医科大学事務局経理課長

(ウ) その他 入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

郵便又は持参によるものとし、電送による入札は認めない。

(3) 入札金額

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公立大学法人会計規則(以下「規則」という。)第34条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

7 入札保証金

免除する。

8 違約金

落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

9 契約保証金

免除する。

10 その他

(1) 1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) 入札の遅延等の措置を講じる場合は、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。